

千葉大学学生保健互助会規約

(昭和29年4月1日制定)

最終改正 平成27. 10. 26

第1章 総 則

第1条 本会は、千葉大学学生保健互助会（以下「互助会」という。）と称する。

第2条 互助会は、互助会員（以下「会員」という。）一般の疾病負傷につき相互に救済し進んで健康保持に寄与することを目的とする。

2 互助会は、前項の目的を達成するため次の事業を行う。

- 一 医療費の給付
- 二 弔慰金の支給
- 三 医薬品の支給
- 四 その他互助会が必要と認めたもの

第3条 互助会は、事務所を本学学務部に置く。

第2章 互助会員

第4条 互助会は、本学の学部学生、大学院研究科（学府を含む。以下同じ。）の学生、専攻科及び園芸学部園芸別科学生全員をもって会員とする。

第5条 会員は、所定の会費を納入しなければならない。

第6条 会員には、会員証を発行する。ただし、会員証に会費納入の認印のないものは無効とする。

第7条 会員は、次に掲げる事由に該当する場合は、その翌日からその会員の資格を失う。

- 一 死亡したとき。
- 二 卒業又は修了したとき。
- 三 転学したとき。
- 四 退学したとき。
- 五 その他本学学生としての身分を失ったとき。

第3章 機 構

第8条 互助会に次の役員を置く。

会 長
理 事 長
顧 問
理 事
監 事

2 学生役員の任期は、一年とし、再任を妨げない。ただし、欠員補充で就任した者の任期は前任者の残任期間とする。

3 学生役員の改選は、毎年4月に行い、5月の役員会において事務を引き継ぐものとする。

第9条 会長は、学長がこれに当たり、互助会の会務を統轄し、互助会を代表する。

第10条 理事長は、理事（教育担当）がこれに当たり、互助会の事務を掌理する。

第11条 顧問は、各学部長、人文社会科学研究科長、融合科学研究科長、専門法務研究科長、医学部附属病院院長、国際教育センター長、総合安全衛生管理機構長及び事務局長とする。

2 顧問は、重要事項について会長の相談に応ずる。

第12条 理事は、総合安全衛生管理機構教員若干名、教務課長、学生支援課長、就職支援課長、入試課長、留学生課長、各学部事務長、事務センター長、医学部附属病院事務部長、各学部から選出された学生各2名並びに人文社会科学研究科、融合科学研究科及び専門法務研究科から選出された学生各1名とする。

2 理事のうち1名を常務理事とし、学生支援課長をもってこれに充てる。

第13条 監事は、企画総務部長、財務部長、学務部長及び会員から選出された学生2名とする。

2 監事は、互助会の会計監査に当たる。

第 14 条 互助会の事務は、学務部学生支援課において処理する。

第 15 条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。

- 一 互助会の運営に関する基本方針
- 二 予算、決算に関すること。
- 三 規約の改廃
- 四 医療費査定承認
- 五 その他互助会の運営に関する重要事項

第 16 条 理事会は、理事長が招集する。

第 17 条 理事会は、理事の2分の1以上の出席によって成立し、その議事は、出席者の過半数をもって議決する。

第4章 給 付

第 18 条 会員の保険証未利用による疾病負傷の医科診療及び歯科診療は、医療費の3分の1の額を給付する。

2 国家公務員共済組合、国民健康保険、その他の健康保険等の社会保険の被保険者又は被扶養者たる会員に対してもこの規約により医療費の給付をなす。ただし、当該社会保険により給付を受けるときは、その差額について、医科診療にあつては全額を、歯科診療にあつては3分の1の額を給付する。

3 前2項の規定にかかわらず、年間を通じて会員1人に給付する最高額は、50,000円とする。

4 医療費の請求に要した医師の証明書料は、1回1,000円を限度として給付する。ただし、証明書料が5,000円を超える場合は、2,000円を給付する。

5 すべての医療費の査定は、健康保険法及び船員保険法の指定による療養に要する費用の額の算定法に準拠して行う。

6 健康診断、交通事故等の保険外診療費、及び医療器具、分娩費に対しての医療給付は行わない。

7 会員たる資格を失った者に対しては医療給付を行わない。

第 19 条 診療及び入院は、保険診療を取り扱う病院、医院又は診療所においてなさなければならない。

第 20 条 給付金を請求する場合は、別に定める給付金請求書を提出しなければならない。

第5章 会 計

第 21 条 互助会の経費は、会費、寄付金、預金利子等をもってこれに充てる。

第 22 条 会費は、年額 2,000円として次のとおり納入するものとする。

学部	各学部（医学部を除く。）	4年分	8,000円
	医学部	6年分	12,000円
大学院研究科	教育学研究科（高度教職実践専攻1年コース）	1年分	2,000円
	各修士課程、博士前期課程、専門法務研究科2年コース、教育学研究科（高度教職実践専攻2年コース）	2年分	4,000円
	後期3年博士課程、博士後期課程、修士課程（3年制）、専門法務研究科3年コース	3年分	6,000円
	4年博士課程	4年分	8,000円
	5年一貫制博士課程	5年分	10,000円
	ダブルディグリープログラム	1年につき	2,000円
別科	園芸学部園芸別科	2年分	4,000円

2 再入学生、編入学生、転入学生等は前項に準じて納入するものとする。

第 23 条 会員が、転学又は退学等によりその資格を失ったときは、翌年度以降の会費は本人に返還する。

第 24 条 互助会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第 25 条 会計報告は、毎年5月中に行うものとする。

第6章 そ の 他

第 26 条 会員が死亡したときは弔慰金を贈る。

第 27 条 会員の疾病の予防及び負傷の処置として医師が必要と認めたときは医薬品を支給する。

附 則（改正以前の附則は記入を省略する。）

この規約の改正は、平成28年4月1日から施行する。

千葉大学学生保健互助会規約施行細則

(昭和34年1月1日制定)

最終改正 平成25. 6. 19

第 1 条 (規約第2条関係)

互助会は、規約第2条の目的を達成するため必要な施設をなし、又はこれに必要な費用を支出することができる。

2 互助会は、前項の規定に基づき、総合安全衛生管理機構において会員の診療を行う。

第 2 条 (規約第12条関係)

学部より選出する学生の理事（以下「学生理事」という。）には、大学院各研究科（医学薬学府）を含み、人文社会科学研究科、融合科学研究科及び専門法務研究科を除く。）、専攻科及び園芸学部園芸別科の学生を含むものとする。

第 3 条 (規約第17条関係)

理事会は、学生理事の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

第 4 条 (規約第18条関係)

健康保険法及び船員保険法の指定による療養に要する費用の額の算出法基準に定めない医療費（例えば自家製薬・家伝薬等）に対して給付は行わない。

第 5 条 (規約第20条関係)

給付金請求のための給付金請求書は、別紙のとおりとする。

第 6 条 (規約第20条関係)

給付金請求書の提出を拒否した者、又はその記載内容が不明瞭であって査定のできないものに対しては、診療報酬明細書の提出を求めることができる。

第 7 条 (規約第20条関係)

給付金請求書の受付及び給付金交付等の事務は、学務部学生支援課（総合安全衛生管理機構内）において取り扱う。ただし、亥鼻地区、松戸地区の学生の給付金請求書の受付は、所属学部等の学務係又は学生生活

担当においても取り扱う。

第 8 条 (規約第20条関係)

給付金請求書は、受診後1ヶ月以内に提出するものとする。

2 4月入学者にあつては、年度末にあたる3月診療分までの給付金請求書について、4月15日までに提出するものとする。

3 10月入学者にあつては、9月診療分までの給付金請求書について、10月15日までに提出するものとする。

第 9 条

給付金の交付は毎月15日に締切り、月末に銀行振込みによって交付する。

第 10 条

過納会費還付請求権及び給付金支払義務は、その効力の発生した年度を含めて2年度限りをもって消滅したものと認める。

第 11 条 (規約第22条関係)

会員が修業年限を超えて在籍するときは、規約第22条に定める会費のほかに1ヶ年につき2,000円をその年の4月末日までに納入するものとする。

2 10月入学者にあつては、1ヶ年分2,000円をその年の10月末日までに納入するものとする。

第 12 条 (規約第26条関係)

弔慰金の額は、20,000円とする。

第 13 条

互助会の事務処理については、事務取扱要領の定めるところによる。

附 則 (改正以前の附則は記載を省略する。)

この細則の改正は、平成25年6月19日から施行し、平成25年4月1日から適用する。